

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ポエック株式会社		コード	9264
提出日	2025/11/11	異動（予定）日	2025/11/26	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役である森紀男氏が定時株主総会（2025年11月26日）を以って社外取締役任期満了に伴う退任および徐浩平氏の社外取締役新任のため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	大植 伸	社外取締役	○										△				有
2	徐 浩平	社外取締役	○										△			新任	有
3	亀田 泰広	社外取締役											○			新任	
4	石黒 弘樹	社外取締役											○			新任	
5	曾川 俊洋	社外監査役	○										△				有
6	木村 洋佑	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	大植伸氏は、大植法律事務所に所属しており、2012年12月から2015年12月まで当社が法務上のアドバイスや訴訟対応などを依頼していましたが、その報酬は極めて僅少なため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	弁護士として法務に関する専門知識と豊富な経験を有していることから当社社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、2025年8月31日時点において、当社の株式700株を保有しておりますが、当社と同氏との間にはそれ以外の人的関係、資本的關係及び特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
2	徐浩平氏は、当社主幹証券である野村證券株式会社の出身ですが、既に同社を退職しており、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	企業経営に関する経験と高い見識を有していることから当社社外取締役として適任であると判断しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的關係及び特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
3	亀田泰広氏は、野村キャピタルパートナーズ第二号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、同社が保有している当社の転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は、2025年8月31日時点で1,563,721株であります。	投資・M&A及び経営全般の領域において幅広い見識を有していることから当社社外取締役として適任であると判断しております。
4	石黒弘樹氏は、野村キャピタルパートナーズ第二号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、同社が保有している当社の転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は、2025年8月31日時点で1,563,721株であります。	投資・M&A及び経営全般の領域において幅広い見識を有していることから当社社外取締役として適任であると判断しております。
5	曾川俊洋氏は、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、2014年6月で退職しており、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験により、監査業務全般に関して深い知見を有していることから当社社外監査役として適任であると判断しております。同氏は2025年8月31日において、当社の株式700株を保有しておりますが、当社と同氏の間にはそれ以外の人的関係、資本的關係及び特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。
6	該当事項はありません。	司法書士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから当社社外監査役として適任であると判断しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的關係及び特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準に基づいて、十分な独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。